

# 和歌山地方法務局 法教育&出前講座

和歌山地方法務局では、中学生・高校生を対象に、法務局の仕事に密接な民法、会社法、戸籍法などについて法律的価値観を身につけていただくため、職員が学校を訪問して授業を行う『法教育』及び、地域等の求めに応じて職員を派遣し、市民の暮らしに役立つ知識・情報などを分かりやすくお話し、国民の皆様には法務局の業務についてご理解を深めていただく『出前講座』を実施しています。ぜひご利用ください。

## 対象者

和歌山県内に在住、在勤又は在学（中学生・高校生）する10人以上で構成された公共性・公益性のある団体・グループ（市民団体、学校法人、地方公共団体、公益法人など）を対象とします。

なお、営利を目的として主催される場合や、過去に違法行為を行った団体が主催される場合については、対象外とさせていただきます。

## 内容

出前講座一覧にあるテーマを基本としますが、これ以外にもご希望のテーマがあれば、御相談に応じます。また、講演時間は内容にもよりますが45分～120分程度です（ご希望により調整することができます。）。

## 日時・会場

会場は、申込みをされる団体・グループでご用意いたします。日時は、「和歌山地方法務局 法教育・出前講座 申込書」に記載されたご希望の日時をもとに、日程調整させていただきます。ただし、業務の都合によりご希望に添えない場合があります。あらかじめ、ご了承願います。



## お申込み・お問い合わせ

講座開催希望日の1か月前までに、「和歌山地方法務局 法教育・出前講座 申込書」に必要事項を御記入の上、和歌山地方法務局 総務課までFAX・郵送・持参（4階）にてお申し込みください。

(TEL番号) 073-422-5132  
(FAX番号) 073-435-2460

〒640-8552 和歌山市二番丁3番地  
和歌山地方法務局 総務課

## ～出前講座一覧～

	テーマ	内 容
法教育	約束ってなんだろう ～契約すること～	中高生を対象に、初歩的な法律的価値観を身につけてもらうことを目的としています。
法教育	身の回りにある法律的な問題 (契約, 婚姻, 親族, 相続, 不法行為)	高校生を対象に、法律的価値観を身につけてもらうことを目的としています。
戸 籍	戸籍とは (戸籍には、何が書いてあるの?) (戸籍謄本って誰でも取れるの?)など	1 戸籍と届出の関係 2 戸籍謄抄本の見方 3 戸籍制度の社会における役割
供 託	身近な供託例 (えっ! 家賃の値上げ? 社員の給料が差押え? さあ、あなたならどうする。)など	地代や家賃の値上げを要求や明け渡しの要求により、今までの金額では受け取ってもらえない場合にどうすればいいのか。社員の給料が差し押さえられた場合など、法務局に供託して解決をはかる方法について説明します。
不動産登記	あなたの大切な家を守るために ～表示に関する登記編～	表示に関する登記の役割や、土地の境界と筆界標などの身近な問題について説明します。 (マイホームを新築したり、取り壊した場合の登記手続や、畑を駐車場に変更した場合の登記手続など)
不動産登記	あなたの大切な家を守るために ～権利に関する登記編～	権利に関する登記をすることによって、どのような効果があるのか、その役割について説明します。 (土地や建物を売買した場合の登記手続、住宅ローンを完済した場合の登記手続など)
不動産登記	ご存知ですか? 土地や建物の相続登記手続	家族が亡くなり、土地や建物の相続登記をしなければならない場合の必要書類や相続分など、登記申請手続について説明します。
不動産登記	「土地の境界について」 (自分の土地の境界を知っていますか?)	「隣地との筆界(境界)をはっきりさせたい」「筆界(境界)に争いがあるが裁判にはしたくない」「隣接地所有者が行方不明で筆界(境界)の承諾がもらえない」等でお困りの場合に、法務局の「筆界特定制度」による解決方法について説明します。
登 記	登記事項証明書と登記事項要約書はどう違うの?	1 登記事項証明書の見方 2 登記事項要約書の見方
会 社 登 記	会社の登記とは	1 株式会社が成立(設立登記)するまでの諸手続 2 株式会社が成立してから消滅するまでに必要とされる具体的登記手続
人 権	あなたの職場は大丈夫?	職場内での人権問題を取り扱ったDVD「あなたの職場は大丈夫?」(約50分)を視聴した後、セクハラやパワハラ、えせ同和行為等の人権侵害を受けた場合の対応方法について説明します。
人 権	ネットへの書き込みで悩んでいませんか?	インターネットを悪用した名誉棄損、プライバシーの侵害事案を紹介し、人権擁護機関としての対応、取組について説明します。
人 権	「デートDVの防止について」 (それは愛情表現ではありません!)	高校生・大学生の方を対象として、どのような行為や発言がデートDVに該当し、パートナーの人権を侵害しているかスライドを使用する等の方法により説明します。

## 和歌山地方法務局 法教育・出前講座 申込書

申込日 平成 年 月 日

学校・団体・グループ名			
代表者 (申込者)	名 前		
	住 所		
	電話番号	※ 平日午前9時から午後5時の間に連絡することができる番号をご記入ください。	
	FAX番号		
希望する講座		法教育・相続・登記・筆界特定・成年後見・人権擁護・供託 その他( ) 希望する講座に○をするか、 その他欄にご記入ください。	
講座を依頼する趣旨			
希望日時	(第1希望)	月 日( )	時 分 ~ 時 分
	(第2希望)	月 日( )	時 分 ~ 時 分
	(第3希望)	月 日( )	時 分 ~ 時 分
会 場	会 場 名		
	所 在 地		
参加者の概要	年 代	歳代 ~ 歳代	
	予定人数	人	

- ※ ご希望の日時をもとに日程調整を行います。ただし、業務の都合によりご希望に添えない場合があります。
- ※ 和歌山地方法務局出前講座は、皆様に法務局の業務についてご理解を深めていただくためのものですので、営利を目的として主催される場合や、過去に違法行為を行った団体が主催される場合については、対象外とさせていただきます。